

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 選挙管理委員会の招集

自衛官の募集

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内退任

土地改良区の役員の内退任

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業計画の変更の認可

県営土地改良事業の工事の完了

開発行為に関する工事の完了

◇ 教委告示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜要項

◇ 公安規則 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告 准看護婦試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第千百十九号

昭和五十九年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時 昭和五十九年一月六日(金)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

2 昭和五十九年度選挙常時啓発事業計画について

鳥取県告示第千百二十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十八年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十九年一月一日から同年三月三十一日まで

三 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

四 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 採用予定月

募集期間中の毎月

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第千百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 長 柄 正 一 倉吉市谷二七九

“ 桑 本 利 雄 “ 鋤一三七

“ 宮 川 敬 一 “ 津原四二七一

“ 宮 川 孝 信 “ 一九五

“ 田 中 希 弘 “ 鋤一五〇

“ 伊 垢 離 禮 正 “ 別所三四八

“ 松 井 裕 已 “ 三〇四

“ 三 好 岩 男 “ 四九五

石田 幸人 二九一  
 安田 延臣 尾原三〇九  
 岡本 正夫 八五  
 山根 幸男 北面一七一  
 井谷 充亘 九四  
 仲本 望助 谷二九四一  
 田中 満 三一  
 山崎 良延 尾原六三四一三

昭和五十八年九月二十一日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九  
 桑本 利雄 鋤一三七  
 宮川 敬一 津原四二七一  
 宮川 孝信 一九五

田中 希弘 鋤一五〇  
 伊垢離 禮正 別所三四八  
 松井 裕巳 三〇四  
 三好 岩男 四九五  
 石田 幸人 二九一  
 安田 延臣 尾原三〇九  
 岡本 正夫 八五  
 山根 幸男 北面一七一  
 井谷 充亘 九四  
 仲本 望助 谷二九四一  
 田中 満 三一  
 山崎 良延 尾原六三四一三

昭和五十八年十一月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九  
 桑本 利雄 鋤一三七  
 宮川 敬一 津原四二七一  
 宮川 孝信 一九五  
 田中 希弘 鋤一五〇  
 伊垢離 禮正 別所三四八  
 松井 裕巳 三〇四  
 三好 岩男 四九五  
 石田 幸人 二九一

安田延臣 尾原三〇九  
 岡本正夫 八五  
 山根幸男 北面一七一  
 井谷充亘 九四  
 仲本望助 谷二九四―一  
 田中 満 三一  
 山崎良延 尾原六三四―三

昭和五十八年十一月四日就任 任期四年

鳥取県告示第千二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 藤井 茂 倉吉市蔵内七八―一

昭和五十八年十一月二十五日退任

鳥取県告示第千二百二十四号

昭和五十八年九月二十八日付けで関金土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（堀地区維持管理）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十八日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場及び東伯郡関金町大字大鳥居一九一―一 関金土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十五号

昭和五十八年七月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（日野谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十八日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二十六号

昭和五十八年八月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（麻生地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十八日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百二十七号

昭和五十八年十月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（里仁地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月二十八日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（勝負谷地区農地造成）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十八年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営北条砂丘地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十五日
県営高草地区一般農道整備事業	昭和五十七年九月五日
県営東伯地区一般農道整備事業	昭和五十七年十一月十八日
県営北条砂丘二期地区ほ場整備事業	昭和五十七年十二月十日
県営用瀬地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十八年二月二十五日
県営郡家地区ほ場整備事業	昭和五十八年三月十五日
県営牛王野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和五十八年三月二十五日
県営大井手地区農業用河川工作物応急対策事業	"

鳥取県告示第千百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月二十三日 鳥取県指令受都計第百二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字大津和及び字寺屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町四九六一一

宗教法人東善寺

代表者 金田隆臣

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第二十四号

昭和五十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

#### 一 募集生徒数

昭和五十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

#### 二 出願資格

1 昭和五十九年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みの者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

#### 三 出願期間

昭和五十九年一月四日（水）から同月十四日（土）十二時までとする。  
なお、郵送による場合は、昭和五十九年一月十二日（木）までの消印のあるものは、有効とする。

#### 四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校（以下「境水産高等学校」という。）に提出しなければならない。  
（一）入学志願書（境水産高等学校から交付を受けたもの）に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはりつけたもの

（二）出身水産高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）、卒業（見込）証明書及び学力を認定するに足る書類  
2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

#### 五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日 昭和五十九年一月十八日（水）九時から十五時まで

2 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

#### 3 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関（一）、機関（二）、執務一般、英語及び数学

六 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十九年一月二十三日(月)十二時とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、航海又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一期(四月から八月まで)及び第二期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩美警察署の岩美町蒲生警察官駐在所の項中「大字鳥越」の下に「、大字真名、大字白地」を加え、同表の鳥取県岩美警察署の岩美町岩井警察官駐在所の項中「大字真名、大字白地」を「大字恩志、大字高山」に改め、同表の鳥取県岩美警察署の岩美町新井警察官駐在所の項中「大字恩志、大字高山」を「大字岩常、大字高住、大字長郷、大字院内、大字荒金、大字黒谷、大字池谷、大字延興寺、大字外邑、大字小田、大字大坂、大字唐川」に改め、同表の鳥取県岩美警察署の岩美町院内警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市緑町警察官駐在所の項中「鳥取市卯垣」を「鳥取市立川町六丁目」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の国府町谷警察官駐在所の項中「国府町大字谷」を「国府町大字麻生」に改め、「、大字谷」の下に「、大字上地、大字新井、大字吉野、大字松尾、大字中河原、大字殿、大字山崎、大字神護、大字荒船、大字上荒船、大字捨石、大字楠城、大字木原、大字雨滝、大字石井谷、大字大石、大字栃本、大字下木原、大字菅野」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の国府町中河原警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県境港警察署の境港市佐斐神

町警察官駐在所の項中

境港市佐野神町警察官駐在所

境港市佐野神町

を「境港市小篠津町警察官駐在所

境港市小篠津町

」に改め、同表の鳥

取県黒坂警察署の署詰の項中「日野町黒坂」を「日野町下宮」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、  
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和58年12月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時  
昭和59年3月1日（木）午前9時30分から午後3時30分まで
- 2 試験の場所  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂  
鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館
- 3 受験願書の提出期間  
昭和59年1月18日（水）から同月24日（火）まで（郵送の場合は、昭

和59年1月24日（火）までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857—26—7190）へ問い合わせること。